

申請に必要な書類について

申請書と振込先口座や名義人がわかる通帳等のコピーに、以下に該当する書類を添付の上、提出してください。

該当項目	必要書類
(1)生活保護が停止または廃止になった方	<input type="checkbox"/> なし(教育委員会で確認します)
(2)令和5年度または令和6年度において 障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親で、前 年所得の合計金額が135万円以下の方	<input type="checkbox"/> 所得課税証明書(申請時点で最新年度のもの、コピー不可) ※必ず、本人該当項目の欄に控除があるかどうかご確認ください 発行場所：鳥取市役所 市民課、各総合支所 市民福祉課 等
(3)令和5年度または令和6年度において 個人事業税の減免を受けている方	<input type="checkbox"/> 減免の決定通知書のコピー(申請時点で最新年度のもの) 発行場所：鳥取県税事務所
(4)令和5年度または令和6年度において 固定資産税の減免を受けている方	<input type="checkbox"/> 減免の決定通知書のコピー(申請時点で最新年度のもの) 発行場所：鳥取市役所 固定資産税課
(5)令和5年度または令和6年度において 国民年金保険料の免除を受けている方	<input type="checkbox"/> 免除の承認通知書のコピー(申請時点で最新年度のもの) 発行場所：年金事務所
(6)令和5年度または令和6年度において 国民健康保険料の減免、または徴収の猶 予を受けている方	<input type="checkbox"/> 減免の決定通知書のコピー(申請時点で最新年度のもの) 発行場所：鳥取市役所 保険年金課
(7)児童扶養手当の支給を受けている方	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書のコピー(申請時点で最新年度のもの) 発行場所：鳥取市役所 こども未来課
(8)生活福祉資金による貸付を受けている方	<input type="checkbox"/> 貸付の決定通知書のコピー(令和5年度以降に決定を受けたもの) ※緊急小口資金等の一時的な貸付については対象になりません 発行場所：貸付を受けている社会福祉協議会
(9)その他、所得の減少等によりお困りの方	【就業中の方】 <input type="checkbox"/> 令和5年分源泉徴収票または確定申告書のコピー <input type="checkbox"/> 直近の給与明細3か月分以上(源泉徴収票がない場合や家計が急変した場合) 【年金受給の方】 <input type="checkbox"/> 令和5年分源泉徴収票または最新の年金振込通知書のコピー 【就業していない方】 <input type="checkbox"/> 雇用保険被保険者離職票のコピー(発行場所：ハローワーク) <input type="checkbox"/> 各会社等で発行された退職を証明する書類 <input type="checkbox"/> 地区担当民生児童委員による確認書類(上記の証明書類がない場合) 【6月以降の提出の場合】 <input type="checkbox"/> 令和6年度市県民税所得課税証明書(コピー不可) 発行場所：鳥取市役所 市民課、各総合支所 市民福祉課 等 【東日本大震災等による避難者】 <input type="checkbox"/> 罹災証明書及び令和5年分収入が証明できる書類 【その他特別な事情がある方】 <input type="checkbox"/> 裁判所が発行する調停裁判の証明書(離婚調停中の場合) <input type="checkbox"/> 地区担当民生児童委員及び学校長による所見書 (申請者の配偶者等が、家族実態もなく連絡も取れない場合等)

※申請時点において添付書類の該当する年度が異なりますので、ご注意ください。

※手当の廃止や全部支給停止など要件に該当しなくなった場合には、速やかに学校へ連絡してください。
所得の申請漏れなどがあった際も含めて、遡って就学援助費の返還をしていただきます。